

民間非営利団体実態調査について

(1) 調査の目的

本調査は、民間で非営利事業を営む事業所の収入、経費及び投資の状況を調査し、その経済活動を明らかにするとともに、GDP をはじめとする「国民経済計算」(以下「SNA」という。)推計のための基礎資料を得ることを目的として毎年度実施している一般統計調査である。

(2) 調査の根拠法令

統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づく一般統計調査

(3) 調査の対象

本調査が対象とする「民間非営利団体」とは、営利を目的とせず社会的サービスを提供することを目的としている民間団体である。

具体的には、以下の産業(番号は日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)のコード番号)に該当し、経営組織が民営のもののうち「会社以外の法人」、「法人でない団体」が対象となる。

820:管理、補助的経済活動を行う事業所(82 その他の教育、学習支援業)

821:社会教育

850:管理、補助的経済活動を行う事業所(85 社会保険・社会福祉・介護事業)

853:児童福祉事業

854:老人福祉・介護事業

ただし、8542(介護老人保健施設)は対象外

855:障害者福祉事業

859:その他の社会保険・社会福祉・介護事業

870:管理、補助的経済活動を行う事業所(87 協同組合)

872:事業協同組合(他に分類されないもの)

931:経済団体

932:労働団体

933:学術・文化団体

939:他に分類されない非営利的団体

94 :宗教

950:管理、補助的経済活動を行う事業所(95 その他のサービス業)

951:集会場

民間非営利団体には、事業所に対してサービスを提供する会員制企業団体(872 事業協同組合、931 経済団体－平成 17 年基準までは対企業民間非営利団体と呼称)の一部と家計に対してサービスを提供する対家計民間非営利団体(老人福祉・介護事業、宗教 他)等が含まれ、本調査上では前者の提供するサービスを「対事業所サービス」といい、後者の提供するサービスを「対家計サービス」という。

また、本調査は民間非営利団体の行う事業のうち、収入及び経費については営利を目的としていない非営利活動のみを対象とし、投資については営利・非営利両方の活動を調査対象としている。

(4) 調査事項

- ① 事業所の組織、事業内容等に関する調査
- ② 令和 4 年度(令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)の収入、経費及び投資支出に関する調査

(5) 調査期間

令和 5 年 6 月下旬から同年 9 月下旬の期間で実施する。

(6) 調査の方法

事業所の代表者による自計申告方式。民間調査機関に調査事務を委託し、郵送及びオンラインにより調査を行っている。

(7) 標本抽出の方法

事業所母集団データベースの「令和 2 年次フレーム」を母集団名簿(約 270,000 事業所)として、標本理論に基づき、産業別、従業員別規模を層とする最適配分による層化無作為抽出により、3,000 事業所を抽出している。

(8) 利用上の注意

- ① SNA 上は「私立学校」、「政治団体」も対家計民間非営利団体に含まれるが、他の調査が SNA 推計に利用できるため、本調査では対象外としている。
- ② 本調査においては、「介護保険事業」(SNA 上は「市場生産者」扱い)を含めた形で集計を行っている点につき留意されたい。
- ③ 結果の公表については日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)に従っている。820、850、870、950 については、平成 19 年 11 月改定において主な中分類ごとに、小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」として新設された分類であるが、従来の調査との整合性を保つため、同じ中分類にある他の小分類に含めている。

(9) その他

- ① 前回調査（令和3年度調査）の結果は2021年度（令和3年度）国民経済計算年次推計（令和4年12月8日以降順次公表）に反映されている。
- ② 前回調査の調査票回収率（調査対象数 3,000 事業所）
調査票総回答枚数…2,804枚（総回答率…93.5%）
調査票有効回答枚数…2,550枚（有効回答率…85.0%）
(注)有効回答枚数：回収した調査票のうち、白紙など記入状況が極端に悪い調査票を除いた枚数。

(10) 問合せ先

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課 03-6257-1638（直通）